

特認校制度における自転車通学について

○特認校制度における自転車通学が可能な生徒

朝霞第五中学校の通学区域外のうち、以下の取扱要領に定める区域を除く住所地から通学する生徒で、入学後に学校長の許可を受けた生徒。

《朝霞市「特認校制度」入学指定に関する取扱要領 抜粋》

5 自転車通学許可条件

入学後に校長の許可を受け自転車通学ができるのは、朝霞第五中学校通学区域外から通学する生徒とする。ただし、次の表に定める通学区域については、自転車通学を許可することができない。

朝霞市立第三小学校の通学区域であって朝霞第二中学校の通学区域	浜崎4丁目1番～11番、13番・14番、大字浜崎1番地～213番地、219番地～280番地、651番地～683番地、田島1丁目11番、田島2丁目5番11号～12号、田島2丁目17番・18番、大字田島全域（101番地・238番地を除く）
--------------------------------	---

○学校長の自転車通学許可要件

学校長から自転車通学の許可を得るためには、次の全てを満たす必要があります。

- 1 自転車保険に加入していること。（埼玉県条例でも加入は義務化）
- 2 自転車専門店の点検、整備を受け、合格した自転車であること。（毎年更新）
- 3 ヘルメットを着用して乗車すること。
- 4 学校で開催する定期点検を受けること。

○その他

詳細については、10月に公開予定の特認校制度説明会動画をご覧になるか朝霞第五中学校に直接お問い合わせください。

朝霞第五中学校 048-471-2236